

## 富岡町議会全員協議会日程

日 時：令和4年2月18日

時 間：午 前 9 時 0 0 分

富岡町役場 全員協議会室

開 議 午後9時00分

### 出席議員（10名）

議長	高橋 実君	1番	堀本 典明君
2番	佐藤 教宏君	3番	佐藤 啓憲君
4番	渡辺 正道君	5番	高野 匠美君
6番	遠藤 一善君	7番	安藤 正純君
8番	宇佐神 幸一君	9番	渡辺 三男君

### 欠席議員（なし）

### 説明のための出席者

町長	山本 育男君
副町長	高野 剛君
教育長	岩崎 秀一君
総務課長	林 紀夫君
企画課長	原 田 徳仁君
住民課長	猪狩 力君
生活環境課長	黒澤 真也君
参事官兼 都市整備課長	竹原 信也君

### 職務のための出席者

議会事務局長	小林 元一
議会事務局主任 兼庶務係長	杉本 亜季
議会事務局督查 兼庶務係主任	黒木 裕希

説明のため出席した者

<内閣府>

内閣府原子力  
災害現地対策  
本部副本部長

辻 本 圭 助 君

内閣府原子力  
災害現地対策  
本部総括・  
広報班長

黒 田 浩 司 君

<環境省 福島地方環境事務所>

環境省福島地方  
環境事務所所長

秦 康 之 君

環境省福島地方  
環境事務所次長

庄 子 真 憲 君

環境省福島地方  
環境事務所環境  
再生・廃棄物  
対策部環境  
再生課課長

須 賀 義 徳 君

環境省福島地方  
環境事務所環境  
再生・廃棄物  
対策部環境再生  
課専門官

新 村 靖 君

環境省福島地方  
環境事務所  
県中・県南支所  
富岡分室所長

井 原 和 彦 君

環境省福島地方  
環境事務所  
県中・県南支所  
富岡分室推進官

赤 羽 郁 男 君

付議事件

1. 準備宿泊の開始に向けた除染解体工事の進捗について
2. その他

開 会 (午前 9時00分)

○議長（高橋 実君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は全員であります。説明のための出席者はお手元に配付した名簿のとおり、内閣府原子力災害現地対策本部、辻本副本部長をはじめ、環境省福島地方環境事務所、秦所長及び各担当の皆さん並びに町長、副町長、教育長、そのほか関係課長であります。職務のための出席者は、議会事務局職員であります。

なお、原子力被災者生活支援チームの野口参事官については、都合により欠席となりました。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（山本育男君） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様には、お忙しい中、全員協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、まん延防止等重点措置が全県に適用されている中ではありますが、町執行部及び説明者の人数を縮小するなど感染防止を徹底した上でお集まりいただきましたこと、ご理解を賜りますようよろしくお願ひいたします。

また、私はさきの定例会において特定復興再生拠点区域における準備宿泊について、来年春の大型連休頃までに開始できることが理想であると議員のお問い合わせにお答えしておりました。本日の議会全員協議会は、除染解体工事の進捗や効果が準備宿泊の実施を現実的に捉えられる状況となったことから、環境省より除染解体工事の現時点における進捗状況とその効果検証の状況を説明いただき、このことを踏まえ、準備宿泊の実施について国との本格的な協議を開始することのご理解をお願いするものであります。

本日は、原子力災害現地対策本部、辻本副本部長、また環境省福島地方環境事務所、秦所長をはじめ、担当者の皆様においていただいております。議員の皆様には、ご懸念事項の確認をいただくとともに、この春からの準備宿泊の実施について忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、全員協議会開催に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

次に、内閣府の辻本副本部長及び環境省の秦所長からそれぞれご挨拶をいただきたいと思います。

初めに、辻本副本部長よりお願いします。

辻本副本部長。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（辻本圭助君） 皆さん、おはようございます。本日こういう機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

先ほど町長からのお話にもございましたけれども、来春、復興拠点の解除進展に向けて今非常に重要な時期だと思います。また、今だからこそできること、今だからこそ我々サイドで対応すべきこと

多かろうと思います。本日は議会議員の先生方からもご指摘いただいて、我々ができるることは何か、最大限対応できるために今ここで気づくべき点は何かといった点についてご指摘をいただければと思います。

また、先ほど議長からもお話をありましたけれども、本日私のチームの野口、参加する予定でしたが、今朝ほどちょっと身内に不幸がありましたので、急遽東京に戻りました。ご報告するとともに、おわび申し上げます。

本日はよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

次に、秦所長よりお願ひします。

秦所長。

○環境省福島地方環境事務所所長（秦 康之君） 日頃より環境再生事業につきましてご理解、ご協力を賜っておりますこと、感謝を申し上げます。本日は除染解体等の進捗につきましてご報告をさせていただきます。

本事業につきましては、事業の進捗につきまして大変なご心配をおかけいたしましたところでございます。また、議会にも現地の視察等いただきまして、それを踏まえたご意見等を賜ったところであります。我々としては、それを真摯に受け止めながらこれまで事業を進めてまいりました。何とか予定のコースを達成できた状況でございます。さらに進捗率の向上を図ってまいりたいと考えてございます。

今後予定されております準備宿泊、それから避難指示解除に向けまして、また富岡町の皆様方の一日も早い暮らしを取り戻す、これを念頭に引き続き最大限の努力を続けてまいる所存でございます。本日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

次に、各自名簿順に所属と名前のみの自己紹介をお願ひいたします。

初めに、内閣府、次に環境省の順にお願ひします。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括・広報班長（黒田浩司君） 内閣府原子力災害現地対策本部総括・広報班長の黒田でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 次に、庄子次長。

○環境省福島地方環境事務所次長（庄子真憲君） 環境省福島地方環境事務所次長の庄子でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 須賀課長、どうぞ。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） 環境再生課長、須賀です。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 新村専門官。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課専門官（新村 靖君） 環境再生課の新村です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 井原支所長。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室支所長（井原和彦君） 県中・県南支所長、井原でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 赤羽推進官。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室推進官（赤羽郁男君） 県中・県南支所富岡分室の赤羽です。今日はよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

それでは、付議事件に入ります。付議事件1、準備宿泊の開始に向けた除染解体工事の進捗についての説明をお願いいたします。

説明は着席のままで結構ですので。

須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） 福島地方環境事務所環境再生課長の須賀でございます。おはようございます。

それでは、早速資料のご説明をさせていただきたいと思います。お手元「除染・解体工事の状況について」というタイトルがつけられた資料を御覧いただければと思います。めくっていただきまして1ページ目、除染・解体のスケジュールでございます。これは、これまでお示ししたスケジュールと変わっておりません。平成29年度から先行エリアから除染解体工事進めまして、現在、令和3年度まで進んでおります。今後、状況を見つつ外縁に着手してまいりたいと考えておりますが、引き続き特定復興再生拠点内の除染を最優先で進めてまいりたいと考えております。事後モニタリングにつきましては、令和2年度、先行エリアを実施しております。また、今年度、全域を実施して完了しております。来年度も事後モニタリングについては実施したいと考えております。また、ホットスポット等があった場合には、除染方法を検討の上、実施してまいります。

続きまして、2ページを御覧ください。解体の状況でございます。特定復興再生拠点区域につきまして、解体申請数が現在844件ございまして、そのうち解体完了しているものが749件になりました。12月の全協の時点でお示しした数字ですと解体申請数818件でありましたので、それから26件の申請をいただいておるところでございます。拠点その4工事、現在進めている工事でございますけれども、11月上旬までに関係人立会いが完了した70件につきましては、解体が全て完了しております。新たに同意を得られました大型案件などの早期の解体が必要な、それに加えた6件につきましては、11月中旬以降に立会いを実施しまして、現在、解体工事の工事中または準備中となっております。また、その76件がこの工事で完了する予定でございますけれども、それで残る未完了89件につきましては、申請書類が整っていないもののほか、拠点その4工事の工期内に立会いに至らなかつたものでございま

して、書類が整ったものから次期の工事で施工を予定しております。

続きまして、3ページを御覧ください。除染の状況についてでございます。避難指示解除済み区域につきましては、引き続き町による線量率測定結果等を踏まえまして、個別のホットスポット解消に向けて取り組んでおります。また、特定復興再生拠点区域につきましては、表がございますけれども、全体で何とか今92%という進捗率まで来ております。引き続き、残る26ヘクタールにつきましては、未同意画地が6ヘクタールございます。また、避難指示解除直前の除染を希望する等の理由によって直ちに除染を実施できない土地が16.4ヘクタールございます。これらにつきましては、前回の全協時から少し数字が減ってきておりますけれども、さらに除染を進めるようにしてまいりたいと思います。また、その4工事が3.1ヘクタール施工中でございます。

続きまして、4ページを御覧いただければと思います。同意取得率でございます。対象の関係人が合計で1,520名ございます。このうち同意をいただけた方が1,481名ということで、97.4%ということでございます。こちらは、前回の全協でご説明したときには、同意いただいた方1,465名ございまして、そこから16名増加をしております。立入り規制緩和後、敷地を見に行ったら、除染してもらわないといけないということで同意いただいたような方もございまして、現在、同意をさらにいただけるのではないかと考えております。未同意6ヘクタールの主な理由としましては、連絡先不明ですか、除染の拒否、判断保留、避難指示解除直前の除染を希望といった方でございまして、引き続き町と協力しまして、どうにか同意をいただけるようにアプローチしてまいりたいと考えております。

続きまして、5ページでございます。空間線量率をまとめております。前回ご説明のときには89%の事後モニタリングの進捗率でございましたが、事後モニタリング完了しましたので、そのご報告となります。おおむね数字は前回ご説明時と変わっておりませんが、一部数字がアップデートされております。宅地につきましては、緑色のところでございますけれども、0.45マイクロシーベルト、農地につきましては0.64マイクロシーベルト、それから森林につきましては1.91マイクロシーベルト、道路につきましては0.74マイクロシーベルト、全体の平均で0.60マイクロシーベルトとなっております。

それから、6ページでございます。今後の除染の考え方として、大きく2つまとめさせていただいております。16ヘクタールある未除染画地の対応でございます。宅地と農地、森林、道路がございますけれども、引き続き個別の状況に応じまして町と協力しつつ、除染させていただけるように進めてまいりたいと思います。特に今回連絡がつかない方全員に連絡をさせていただきました。ご意向を確認させていただきまして、解除直前の除染を希望する方ですとか判断保留の方、解体と同時の除染を希望する方等がございまして、今年度は実施できませんでしたが、引き続き連絡がつかない方を含めて連絡を試みまして、関係人とお話をさせていただいて、次期工事、改めて工事ができないかということでご意向確認の上、できるだけ実施してまいりたいと考えております。

それから、フォローアップにつきましてでございます。先ほど線量率のご説明いたしましたけれども、森林についてはほかと比べて特に線量率が高いような状況でございます。平たんで施工が可能な

森林につきましては、表土剥ぎ取り等の追加対策を実施してまいります。それから、道路につきまして、植栽帶ですとかのり面等の一部にホットスポットが見られることから、事後モニタリング結果等を踏まえまして、追加除染可能な箇所につきまして順次フォローアップを実施してまいりたいと考えております。そのほか、事後モニタリングの結果等を踏まえまして順次フォローアップを実施してまいります。

最後に、7ページに参考としまして特定復興再生拠点区域の位置、それから外縁の位置をお示ししております。外縁につきましては、赤い点線で示しているものでございますけれども、拠点区域の線量を下げるために拠点に接する部分につきまして除染を進めるものでございます。原則として20メートルということですけれども、農地、宅地につきましては1画地ということで対象としております。こちらも前回までの説明と変わらないものでございます。

資料の説明は以上になります。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 続きまして、私からお配りしております参考資料、富岡町除染検証委員会中間報告書の概要につきまして、そのポイントをご報告いたします。申し訳ございません。着座にてご報告させていただきます。

除染検証委員会では、特定復興再生拠点区域内において準備宿泊を開始できる生活環境にあるかの検証をするために、今年度は2回の委員会を開催いたしました。委員会の中では、報告書作成に当たり委員による現地視察も併せて行われており、委員会の議論を経て準備宿泊に向けた報告書が取りまとめられ、今月15日に除染検証委員会委員長から町長に対し報告書の手交がなされたところです。

報告書の10ページをお開きください。10ページの下段に準備宿泊に向けた中間報告の記載がございます。その中で、拠点区域内における空間線量率の低減については相当程度の効果が確認されており、あわせて準備宿泊を想定した生活行動パターンを考慮した外部被曝評価においても放射線被曝によるリスクは少ないと評価されており、準備宿泊を望む住民の生活環境の回復はおおむねなされていると判断しております。

また、11ページには避難指示解除に向けた今後の対策ということで、準備宿泊を希望する住民のための生活環境の回復はおおむねなされていると判断するものの、継続的に住民の放射線に対する不安を払拭する必要があることから、以下の4つの対策を講じるよう記載されております。

1つ目は、対象地域内の未除染箇所について町と国が連携し、関係者との調整を進め、除染と解体に関する理解と協力が得られるよう引き続き努力すること。

2つ目は、準備宿泊に当たっては、住民が自らの被曝線量を把握することができるよう個人線量計を活用し、町はそこから得られるデータを専門機関と協力し有効活用すること。

3つ目は、空間線量率を継続的に測定し、その結果を分かりやすく発信するとともに、局所的に線量が高い箇所についてその原因を検証し、国、町、専門機関が協力体制を築き、避難指示解除までに

線量低減の対策を進めること。

そして、4つ目は、専門家による放射線に関する相談窓口を継続して設置し、リスクコミュニケーション活動を推進すること。

避難指示解除に向けては、これらの対策を行うことが必要であると報告されております。

中間報告書の概要について、以上のとおりご報告いたします。

○議長（高橋 実君） 説明及び報告が終わりましたので、これより質疑を行いますが、この春には準備宿泊の開始が予定されております。遅れることなく実施できるよう、議会の活動として特定復興再生拠点区域内の現地調査を実施してまいりました。それらを踏まえながら、様々な課題解決に向けて活発な議論をお願いいたします。

それでは、質疑を行いますが、何ページのと付け加えて質問してください。質疑承ります。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） まず、1ページ目なのですけれども、一番最後の行にホットスポットの除染方法を検討、実施と書いてあるのですけれども、このホットスポットというのは環境省側がモニタリングをして見つけるホットスポットなのか、住民が自分の意思でここはちょっと高いと思ったところもホットスポットとして扱っていただいて、それを真摯にフォローアップ除染をしてくれるのかということがまず1点。

それから、5ページ、1メートルの空間線量率の平均が出ているのですけれども、ほかいろいろあるのですけれども、まず一番は宅地の0.45なのですけれども、実際環境省で把握されている一番高い値と一番低い値を教えてください。

それから、6ページ、未除染区画の対応ということで、「繰り返しアプローチを実施」と書いてあるのですけれども、私偶然にも自宅がこの特定復興区域の中にあるもので、近所の人が比較的多い立場にあります。お聞きしますと、一回自分でこう考えていたから、その当時電話がかかってきた、そこでこう答えた。その後は一向に何にもないから、そのまでいいのだろうという。住民がもうそういう意味でそういうことを私に言っているわけではなくて、皆さんから事情が変わった、例えば準備宿泊に向けて土地の除染を先にするとか、そういうのを決めた。確かに電話ではそういうようなことは言っていた。けれども、自分はこういう気持ちだったから、こう答えたと。でも、現状こうなってきたときに、なぜ我々でも早く除染を進めてほしいと言ったのかが全くその持ち主には伝わっていない。実際に前回答えたのは去年の夏頃。でも、いまだに連絡がないから、来年になったら連絡来るのだろうという方が結構いらっしゃいました。その辺に対して、ここに書いてある「繰り返しアプローチを実施」というのは本当にやっているのですかという話です。皆さんやっぱり離れていると事情が分からぬので、そのときは自分の気持ちだけありますけれども、今話の中でもバリケードが外れて立入り規制緩和になって行ってみたら、周りの状況を見て、うちも除染してもらうという同意をしたという人もいたということは、皆さんのアプローチが住民に寄り添った説明をされていないのでは

ないですか。とても寄り添っているとは思えません。

それから、根本的な除染なのですけれども、この未除染のところに、未除染の隣同士で準備宿泊をする人とか、そういう人がいた場合には、そこに対するアプローチは繰り返しされているのでしょうか。

以上、お願いします。

○議長（高橋 実君） 誰ですか。

須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） ご指摘ありがとうございます。

まず、1点目の1ページのホットスポットの関係でございます。こちら幾つかパターンがあるかと思います。まず、環境省で事後モニタリングを実施したり、そのほか測定をする場合がございまして、それで見つかった場合にも対応いたしますし、また町でも測定をしているということで、町からご連絡をいただいて対応する場合もございます。また、もちろん住民の方からお問合せいただいて、例えば事後モニタリングやそのほかの測定でここが気になるということで対応する場合もございますし、またお話をいただいた後、直接その後測定をして、それで対応する場合と、幾つかパターンがあるかと思います。また、測定を実際しまして、1回除染をしている場所であれば同じ除染をしてもなかなか下がらないということは分かっておりますので、さらに現場の状況等を見まして、追加の除染をして線量を下げられるような余地があれば、できるだけ最終的な目標に近づけるように除染をしてまいりたいと思います。

それから、2点目、5ページの線量の宅地の一番低い値、一番高い値につきましては、現在手元に数字がございませんので、後ほどお知らせいただければと思います。申し訳ございません。

それから、6ページの、その後一回連絡をして連絡がないということで、大変申し訳ございませんでした。お聞きした状況に応じて再度連絡をするケースと、それから何回かご連絡させていただいて、状況に応じて対応させていただいておりましたが、ご指摘のとおり、何度もどういった方でも連絡ができるだけしたほうがいいというのはそのとおりだと思いますので、そこは申し訳ございませんでした。一旦回答をいただいた方で同意いただけない方、あるいは除染に入らせていただけない方でも、その後の状況また変わったということはあると思いますので、今後はできるだけ小まめに連絡を取つていきたいと思います。申し訳ございません。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 3点目と4点目のご質問に対して補足をさせていただきます。

繰り返しアプローチということで、これまで環境省が中心となって未同意者の方へアプローチをしておりましたが、町もしっかりと協力をしていくということで、今後につきましては国からのそういったアプローチの情報というものを町もしっかりと情報共有をいたしまして、その中で未同意者の中

で町がアプローチをしていく部分と国が引き続きアプローチをしていく部分としっかりと役割分担をして、今後連絡を密に行っていきたいと考えておるところでございます。

また、最後の質問で、未除染箇所の近くで準備宿泊をされる方への対応ということで、今後町で準備宿泊予定される方の場所というのは把握できますので、その周りで未除染箇所がないかの確認をしっかり行い、さらにはその敷地周辺のモニタリング等もしっかり行って、放射線量に問題がないか等々の確認をしっかり行っていきたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） まず、住民側からのホットスポットのところですけれども、今随分最終目標に向けてというような、当然同じ除染で下がらないのは当たり前なのですけれども、もう一つというか、先ほどちゃんと言わなかつた私が悪いのですけれども、住民側のホットスポットというのは多分いろんな人で感覚が違うと思うのですけれども、最終目標となると年間1ミリを目指すというところにならうかと思うのですけれども、やはり人によってはそこまでした状態にしたいという方もいるので、そういうのが住民側からあったときには真摯にきちんとした対応、それからどこに連絡をするのかとか、そういうことも含めてやっていただけるのですねということをもう一回確認お願ひします。

それから、先ほどの宅地の高いところと低いところ、これは、申し訳ないです。こっちが解除するときもそういう話は何回もしていたので、当然準備しているのかなと思っていたのですけれども、これは今日の全協ではなくて後日の全協のところでも構いませんので、やっぱりその辺の値はきっと我々にも教えていただけるとありがたいということなので、後日になるのであれば農地、森林、道路含めてお願ひいたします。

それから、次の同意をいただけなかつたところということで、拒否している人に何回も何回も電話してくれということではなくて、拒否はしていないのだけれども待ってくれとか、皆さん、何回も前から言っていますけれども、土地を先に除染をして解体を後に回すと言ったのは確かに我々はここで何回も聞いているけれども、一般の人たちは理解しているようで理解していないです。それは、全然丁寧には説明になつていないです。ああ、そういうことだったのという人がいます。それだったらという人もいます。そういうことがやっぱり繰り返しなので。だって、夏頃に連絡があって、その人はもう解体してもいいと言ったけれども、ちょっと待ってくれと言っていたと。でも、その後全然いまだに連絡はないと。バリケード外れたので、近所の人たちにどうするのですかなんて聞くと、そういうような状態だということです。それが現実です。だから、皆さんがここで言っていることと現実は違うので、皆さん自体がどうしたいのかということをもうちょっときっちりいろんなことで協議をしていただきたい。準備宿泊をするに当たって、やはり本来ならば目標でいくのであれば100%除染が終わった状態で、フォローアップの状態にした上で準備宿泊するのが本当なわけで、90だからといって満足ではないのだと思うのです。でも、そこに至る努力はやっぱりしていただきたいと思います。

それから、準備宿泊と先ほど言いましたけれども、課長、実際には準備宿泊をしなくてもその土地を使う人はたくさんいます。なので、そういう解体、人が出入りするだろう、いろいろな状況で出てきているところも含めてやはり丹念にその周りの人たちに、もう絶対嫌だと、土地に入つてもらうのが嫌だという人に関しては、それは逆に準備宿泊する人にもそういうことを伝えて納得してもらうしかないと思うのですけれども、そうではない理由で、いろいろなパターンがあると思うのですけれども、そういうことも含めてもうちょっと相談体制をしっかりしていただければなと思うのですけれども。

以上、再度お願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） 先ほど申し訳ございませんでした。まず1点目、しっかりと個々の住民の方のご意見お聞きしながら、しっかりと真摯に対応してまいりたいと思います。

それから、住民の方にご連絡をして除染をさせていただく了解を取る際に、今後しっかりと、何で必要なのか、我々としても線量を下げていくために住民の皆様のご協力が必要ですので、趣旨がしっかりと伝わるように丁寧に説明するように徹底したいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） ご指摘ありがとうございます。我々といたしましても、しっかりと町で相談を受け付けられるような体制、そういったものを構築するとともに、その辺りの情報発信等、放射線量等に関する情報発信もしっかりと行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

環境省、赤羽推進官。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室推進官（赤羽郁男君） 先ほどの質問に関して補足説明させていただきます。

今の現場の状況を説明させていただきます。まず、未同意について、4ページに記載されている除染拒否6名のうち1名、今日町からも情報をいただきまして、この拒否の方に関して1名は今日自宅に行って説明して、納得していただければ同意という形に今進めています。3番目に関して12名、こちらに関しても情報をいただきまして、早速私から電話させていただいて、一昨日ですか、郵送にて同意書をお出し下さいまして、その中を見て、納得いただければ返送するということで、そちらに進めています。

先ほどの6ページですか、こちらに関して確かに遠藤議員がおっしゃるとおり、昨年の夏先行除染ということで、この辺りで住民の方も解体するか除染するかということで、宅地先行ということで迷っている方は確かにおられます。富岡分室にもそのような、苦情ではないのですけれども、確認の電

話をいただいている。しかし、1件1件丁寧に説明させていただき、そして現地に来られるのなら少しでも納得していただくように私たちで説明はさせていただいている。それでもなかなかこのような、議員から納得されていない方がいるということの指摘を受けましたので、引き続き私たち職員一同理解いただけるように進めていきたいと思います。

からは以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） ただいま環境省から除染解体の状況というものの説明と、あと町から除染検証委員会の中間報告というのを説明受けましたので、両方に1点ずつ質問させてください。

環境省については、6番議員とちょっとかぶります。私5年前の解除のときから思っていることですけれども、このフォローアップ、環境省が考えるフォローアップというのは国際機関が安全だと言われている1から20ミリシーベルトの20ミリシーベルトを採用していますよね。1時間当たり3.8マイクロシーベルトを超える箇所についてフォローアップしますというような。議会で現場調査したときに、やはり未除染のところ及び早々と除染をしたところ、こういったところはやはり1マイクロシーベルトとか2マイクロシーベルトあるのです。1時間当たりね。この資料だと、0.45マイクロシーベルトとか、これ年間に換算するとやっぱり3ミリシーベルトとか4ミリシーベルトとか。前回の避難準備区域とか居住制限とか、前回の解除のときにも0.5マイクロシーベルトとか0.6マイクロシーベルトあったのですけれども、このフォローアップは1マイクロシーベルトとか2マイクロシーベルトでフォローアップをやってくれるのかどうか。やはり町はどの時点だったらフォローアップしなくてもいいと、本格除染でもう0.5、0.6マイクロシーベルトで平均であればいいと思っているのか、いや、1、2マイクロシーベルト超えればやってもらわなければならないと、3.8マイクロシーベルトまでは許容できないとか、町の考えも聞かせてください。環境省は3.8マイクロシーベルトでいいと思っているのか、町はどう思っているのか、それ両方から答弁ください。

あともう一点は、除染検証委員会からおおむね相当という見解が示されました。ただ、準備宿泊が認められるに当たっては、富岡町でも約50名程度の申込者があるので、その人たちがいざ準備宿泊できますよと言われても、通常であれば部屋、畳交換したり、水回りやったり、クロス貼り替えたり、いろんな作業が入ります。そういう中で、そういう粗大ごみ、持っていく場所ないです。一般廃棄物か、産業廃棄物か、または放射性廃棄物か。いろんな種類に分かれます。私も広域市町村圏組合で保健衛生の委員やっているもので、そこで質問しました。1キログラム当たり8,000ベクレルを超えるものはどのように処分すればいいのですかと。その辺が、いや、もしかしたら特定廃棄物の申請したほうがいいのではないのかとかというのだけれども、やはり避難指示解除して50名の方が一日も早く泊まりたいと言っている場合には、水回りを直したいとか畳交換したいといった場合に、これ自分で片づけろと言われたら相当お金かかるのです。そういう中で、早々と環境省は町の担当者と相談しながら、ここに置いておけば片づけてくれますよと、そういう体制が整って初めて準備宿泊に入

ると、そういう形を取れないかどうか、その辺も聞かせてください。

○議長（高橋 実君） 最初に誰ですか。須賀課長ですか。

須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） ご指摘1点目のフォローアップにつきまして、3.8マイクロシーベルトのところを基準にしているのではないかというご指摘がございましたけれども、3.8マイクロシーベルトを下回るのは当然でございますけれども、先ほどもご指摘いただいたとおり、まず1回目の除染ということで規定の、例えば剥ぎ取りであれば剥ぎ取り、あるいは道路等の舗装であれば高圧水洗浄等と、そういったものをやった後にまだあと見つかるようなホットスポット、あるいは住民の方からここが気になるといったご意見とかを踏まえまして、その3.8マイクロシーベルトということではなくて、追加でどうにか線量をさらに下げられないかということで検討して、線量下げられるところにつきましては対応をしていくというものでございますので、できるだけ線量を下げるという観点で取り組んでまいりたいと思います。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） フォローアップの基準といいますか、考え方につきましては、町としても当然3.8なんていうことは思っていないところでございまして、その中でやはり高くて、もうちょっと下げられるのではないかと思ったところにつきましてはしっかり下げてもらうような形も取りますし、やはり一般的にその辺の感覚的なものは人それぞれ異なるものではあると考えておりますが、できる限り年間追加被曝線量1ミリシーベルト未満に近づけるような形でフォローアップをしていただくように環境省にもしっかりと働きかけを行い、実践していただくように考えておるところでございます。

また、準備宿泊を開始するに当たってのごみの取扱い、廃棄物等の取扱いについてだったのですけれども、当然8,000ベクレルを超えるであろうと思われるもの、そういったものの測定等々につきましては環境省にもしっかりと協力をしていただいて、その辺り8,000ベクレル超えているのかどうかということの確認をしたり、手続等々で住民の方に迷惑をかけないような形で進めることはもちろんでございます。また、通常の片づけごみ回収ということで、環境省で特定復興再生拠点区域内の片づけごみに関しては、ごみステーションに出していただくか、もしくはコールセンターに電話をしていただいて回収を依頼するというような形もご案内をしておりますので、そういった住民の方の負担にならないような形で廃棄物の関係の処理、そちらを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 今まで、5年前解除して本格除染が終わって、あとは部分的に高いところはフォローアップをやったのだろうとは思いますけれども、国も町も最終的に1ミリシーベルトを目指すという言葉を使っています。その1ミリシーベルトを目指すために自然減衰で目指しているのか、

本格除染で足りなかったから再除染を目指すのか、0.23マイクロシーベルトまでどのような目指し方をしたのか、その辺も具体的に。もう今まで解除したところも含めて私は再除染で1ミリシーベルトを目指したというのが見当たらないので、言葉だけに終わってしまうのではないかというような心配があるので、やはり0.5マイクロシーベルトくらいまで下げればあと5年たち10年たてば相当下がっていくだろうと、それが1ミリシーベルトを目指すやり方だよとしか見えないので、今後どのように目指していくのか具体的に教えてもらいたい。

あと、今リフォームとか片づけとか、そういったところで出たごみの、例えば広域で処分するか、町で処分するか、環境省と相談しながらやると思うのだけれども、私らから見れば、住民はどこどこに持つていけば線量が高かったら環境省、低かったら町とか、どこか場所を指定してくれれば、その取り壊したごみを環境省が例えば指定した業者に測ってもらって8,000ベクレル超えていたら大熊に持つていってちょうどいいとか、あとは8,000ベクレルを下回っていれば指定業者が回収して処分するとか、そういう具体的に分かりやすく、町有地、どこどこ跡地に持つていってフレコンバッグに入れておけば、フレコンバッグに入らない大きいものはそこに重ねておけば何とかなるよとか、そういう分かりやすい説明をしてください。そういうことをはっきりさせてから準備宿泊してもいいよと、規制を解除してもいいよとしてもらいたいのだけれども、その辺の考え方聞かせてください。

○議長（高橋 実君） 須賀課長、一般廃棄ごみの行方の件は前から問答している件でもあるから、はっきりした答弁、これはこうしてくださいとかと言えるのだったらそこまで言ってもらいたいのね。

須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） まず、1点目のフォローアップの関係でございます。フォローアップにつきましては、本格除染の後も、先ほど資料でも説明いたしましたけれども、解除済み区域につきましても例えば町の調査、あるいは住民の方からのこういったところが気になるということで、今も線量を下げるために個々に対応しているところがございまして、なかなか例えれば舗装されている部分とかを除染で完全に線量を下げ切るというのが難しいような場所もございまして、そういったところはその後の整備等を含めて下げられるようなところもあるかもしれませんけれども、できるだけ下げられるように、今も例えば竹林のところでご心配ということで、下げるような努力を今しているところもございますので、現状でなかなか今十分な回答できないかもしれませんけれども、今後本格除染の解除済みの区域以上に特定復興再生拠点については線量高いことがあると思いますので、まずは解除、それから長期的目標に向けて線量を下げていくか検討をして、よりしっかりとご回答できるようにしたいと思います。現状で回答が不十分かもしれませんけれども、あくまでまずは線量を除染で一通りフォローアップ除染で下げてということで進めてまいりたいと思います。

○議長（高橋 実君） 庄子次長。

○環境省福島地方環境事務所次長（庄子真憲君） 廃棄物の関係についてお答え申し上げたいと思い

ます。

8,000ベクレル上回るもの、それから8,000ベクレル未満のものございますが、8,000ベクレルを超えるごみについては指定廃棄物ということで、環境省が処理をいたします。8,000ベクレルを下回るものについても、ご自宅の片づけにより発生した片づけごみについては環境省が回収を行ってございます。住民の皆さんから見て、どのような回収の体制あるいはご案内を取つたらいいかということについては、また町とも十分に相談をいたしまして、準備宿泊始められる方々がスムーズに片づけをし、それで準備宿泊始められるような対応をしっかり取ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） まず、1点目のフォローアップの件でございますが、町といたしましても事後モニタリング等の結果をしっかり見て、フォローアップと言うからには従来の本格除染でやったような除染工法とはやはり違うような方法でまた試みていただくとか、様々なよりよい方法で下げられるような努力をして、できる限り追加被曝線量年間1ミリシーベルト未満に近づけるような線量に線量にすることを目標にフォローアップをしていただくということで、繰り返しになりますが、そういうことで対応をしていきたいと考えております。

また、片づけごみ、廃棄物等々のお話につきましても、しっかり環境省あるいは広域圏組合等々、最も住民の方に負担にならないような、一番いいような方法を探りまして、ごみの排出等々していくだけに、しっかりとそれは準備宿泊の前に決定したいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 今ある程度納得できるのかなと思う答弁がありました。

再確認という意味ね。8,000ベクレル超えても超えなくても、やはり片づける義務は環境省はあるのかなと思います。だから、片づけごみだろうが、リフォームで出たごみだろうが、やはり大きいごみは個人で片づけられないごみもいっぱいあります。やはり今まで11年間住んでいなかつたところに住むといえば、台所だったり、風呂だったり、あの家庭のごみ袋に入るようなごみではないごみもいっぱい出てくると思います。場合によっては、露出したところなんかはキロ8,000ベクレルを超えるものも出てきます。それを超えたものはこっち、超えないものはこっちなんて言われたって、どれが超えているのか分からぬから。それは、持っていく人が測って、これはそっち、これはこっちとやってくれればいいだけの話で。だから、課長今約束した、準備宿泊に入るまでには答えを出すと。それはきっちり約束してください。

あと、除染、これはやはり私たちはどこまでも年間1ミリシーベルトの考え方なのです。20ミリシーベルトの考え方ではないのです。1時間当たり3.8マイクロシーベルトの考え方ではないので。再除

染、本格除染が終わって今フォローアップの話ししていますけれども、住民の方が、いや、これはやっぱり、環境省はそう言っても私のところは1マイクロシーベルトあるから、2マイクロシーベルトあるから、気持ち悪いから何回でも除染してくださいと言えば、それは何回でも1ミリシーベルトになるまではやってくれると解釈していいのですか。そのとこはっきり言ってください。

○議長（高橋 実君） 須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） 一度やったところでおしまいということではなくて、何度も現場確認させていただいて、どういうことで線量を下げるかというのを徹底して考えて対応してまいりたいと思います。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。ページとしては2ページになるかと思うのですが、この関連で、この前議長のご配慮で議員全員が現地視察させていただきました。その中においてちょっと気がついた点があったのですが、まず作業をされている状況下を見ると、淡々とやっていらっしゃるのですが、ただ車両等が道路にどうしても置かざるを得ない場合、またそれが動く場合に、前はよく車止めをちゃんとやってたりしていたのです。あと誘導員がいたり。最近それがちょっと少ないのでないかなということと、誘導的なものをこれから、緩和されているので、やっぱり町民の方、また管理する方が入ってくるので、少しでも安全性を自覚していただくと、また見ていただくというのも一つのやる側としての責任もあると思うし、あともう一つは道路において解体、除染している場合、どうしても袋小路とかになってしまって、本来は通れるのだけれども、車両でそうなってしまう場合、そういう場合は、これは別のときに行ったときに見たのですが、どこか迂回路を設けるとか、その方向性の新設は必要ではないかと思うのですが、その点と。

あと最後、解体されている機械においての、今解除されている地域なんかはネットを張ったりとか、そういう安全性、また粉じんが飛ばないような形の配慮をしていただいているのですが、これからどうしても解除をしたときに、あと準備宿泊に入る前に車両が多く入ってくる可能性がある場合、そうすると最低でもそういう場所があればチェックをしていただいて、防御策を取るというのは必要だと思うのですが、それも含めてこれからやっていただけるかどうか、その点をお聞きしたいのですが。

○議長（高橋 実君） 富岡分室、赤羽推進官。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室推進官（赤羽郁男君） ご指摘ありがとうございます。まず、車両についてなのですけれども、工事のたびに道路に駐車ですか、路駐ということで、これはもう道交法違反ということで、私たちはきつく注意というより、やってはいけないという話はしている中で、ではどこに停めるかということで、除染した、解体した空き地とか、そういうところを借りられるようにと。そこに借りるに当たっては、その所有者に関しては私たち職員からその方に、そこに電話させていただいて、業者から電話行きますのでと、電話内容は車等の工事やるので使

用させていただきたいという連絡が行きますので、お話だけ聞いてくださいという形で、道路に駐車しない方法ということで、発注者側ではそういう方法はいろいろ講じている中で、今ご指摘あるような事案が発生しまして、本当に大変申し訳ありません。今後、現場としては一層より注意、法令を遵守していきます。

あと、今粉じんに対して、規制緩和に伴って住民たちも自由に立ち入れるようになってくる。そこに関しては当たり前のことなので、そこに関しても徹底していきますので、よろしくお願ひいたします。再度、早速戻って私から全員の監督員に指示いたしますので。いろいろご指摘ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） もちろん注意していただくのもそうなのですが、作業の状況が私も把握できていないので、すぐ出てしまう車かもしれません。ただ、出入りする住民の方に、少しでも環境省の関連事業は安全性はちゃんと細かいところまでやっていますよという姿勢を見せないと、これから町民の方、また住民の方が入ってくるに当たって安心感を持たれる。

あともう一つは、迂回路についても、もしそういう状態が発生するのであればそういう看板を立てるとか、ガードマンを置くとか、そういう方向を示していただかないと困ると思いますので、その点も踏まえてぜひともやってほしいと思うのですが。

あともう一点、一応解体をされている場所において見させていただいたのですが、もちろん業者の方は一生懸命やっていらっしゃるのだと思うのですが、やっぱり町民が来ている場合、もし隣に、準備宿泊ではなく立入りでたまたまいたという方に対してもただ簡単に、もし説明できるのであれば、こういうことをやっているので気をつけてくださいねと、そういう配慮もしていただく必要があるかと思うのですが、そういうのも、これは強制で声をかけるというのではなくて、配慮いただくように環境省で指導していただけますか。

○議長（高橋 実君） 赤羽推進官。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室推進官（赤羽郁男君） 今のご意見、ご指摘いただきましたように、より一層安全に注意して、今後住民も自由に立ち入れる中に対して住民第一で工事を進めていきたいと思います。工事に関しても大体繁忙期は過ぎた中で、ようやく収束、片づけ等も入る中で車両関係も結構多くなってきますので、その辺り重々踏まえながら今の指摘をされたことを現場にすぐ反映して、安全第一で行っています。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長、迂回路、片側通行、全面通行に関しての所管として、もしあれば。

都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） ただいまのご質問に対して、当然解除前からエリア、道路につきましては道路使用許可を町で出しております。その中で、我々も道路パトロールで今議員からご

指摘あったような事案を見つけております。そういうものにつきましては、工事のところに道路使用許可を出した番号も書いてありますので、それを確認しながら指示をしているところでございます。

なお、一部道路パトロールで見つからないところもございました。そういうところについては、もっと詳細に我々も見ながら、使用許可を出したところとして確認していきたいと思います。今後とも注意していきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 皆さんの質問とかぶってしまうと思うのですが、今回の全協の前に我々も現場視察させていただきました。その現場視察の中で、町が35くらいに分けて、私総務文教常任委員会なものですから、総務は17番まで細かく見てきました。ふるさと農道からJRの間です。私たちの班にはプロの線量を測る人がいましたので、本当に細かく見てきました。10センチとか1メートル。あとは側溝の中とか、ますとか。細かく見てきた中で、きっちり結果は出ていたのかなと。大体1.5マイクロシーベルトくらいあったところが0.5マイクロシーベルト前後くらいまで下がっているということで非常にうれしい思いしたのですが、まさに6番議員、7番議員が言っていたように、ホットスポットを今からいかにして下げていくかが一番の問題なのかなと。今まで解除した地区と違って、夜の森地区は割かし住宅が密集しているのです。密集しているがゆえに、ホットスポットも細かく出ているのかなと。そこに住民が戻ってきて、体に影響あるような数字の場所もかなりあるのだろうと思うのです。我々測ってきたところでも、やっぱり異常に高いところもありました。解体済みの場所だったと思うのですが。そういう場所もきっちり今からもうホットスポットと捉えて2回目の除染するくらいの考えを持っていただきたいとなかなか下がっていかないのかなと思うのですが、6番議員、7番議員の質問の中でもこれからしっかりとやっていきますよということでしたので、その辺はぜひ年間1ミリシーベルト、0.23マイクロシーベルトに近づけるような努力をしていただきたいと。20ミリシーベルトの3.5マイクロシーベルトでは到底話になりませんので、その辺をしっかりとやっていただけるものだと思って、やりますと言っていましたので多分やるのだろうと思うのですが、もう一度そのお答えを下さい。

あと、解体除染の解体の件数が大分努力いただいて上がってきているようで、新年度1年の中で、100件くらい、今現在九十何件、100件近い数字が上がってきているということですので、最終年度ですので、やっぱり一日も早く合意をして着手できるようにしなくてはならないと思いますが、なかなか着手できないような状況が生まれてしましますので、ぜひその辺をうまくマッチングしていただきたいと思います。

あと、今のマッチングとも兼ね合うのですが、6ページのアプローチの実施ということで、この辺は私結構不信感持っているのです。環境省、あと町がアプローチをして最終工事着手まで行っている

のだと思うのですが、今回は大分私の耳に入ってくるのは、環境省も町も当然やっているのでしょうかけれども、最終的な現場立会いなんかは落札業者が行っているケースが多いのかなと私考えるのです。実際昨日も私のところに電話来て、落札業者から連絡いただきて、ぜひ除染やらせてくださいということで、あした午後から立ち会うことにしておいたという連絡来了のです。今になって急遽ばたばた急いでいるところ、ありがたい話ですけれどもね、実際やれればね。この辺のアプローチに関しては大分私不信感持っているのです。本当に誠意を持ってやつてくれているのかということで。一番先頭に出なくてはならないのはやっぱり環境省と町執行部なのかなと私は思っていますので、ぜひその辺を間違えないようにやっていただければあまり町民に不信感持つ人はいないのかなと思うので、その辺をよろしくお願ひいたします。

あと、5ページの線量です。まさに一番最初言ったように、線量は低減はしております。いつも見るので、7番議員が言ったように、平均値は本来であれば我々要らないのです。最低と最高があれば。最低と、最高の部分を散らすために平均値で出していると見てしまいますが、ぜひ7番議員が言ったように我々全員にその最小と最大値を出していただければありがたいと思います。

その5点です。

○議長（高橋 実君） 暫時休議します。

休 議 （午前10時05分）

---

再 開 （午前10時13分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

答弁、須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） ご指摘、4点、5点いただきました。まず、1つ目がホットスポットでございます。これ先ほども何回かご指摘いただきまして、まず住民からご要望ありました点につきましては真摯に対応させていただきますし、町の測定も行うということで、その結果を踏まえての対応もいたします。そして、現在既に把握しているところはできるだけ早く除染に入り、線量を下げたいと思います。それから、来年度も事後モニタリング実施しますので、さらに最新の状況を踏まえて、新しい対応が必要な箇所を見つけた場合には速やかに対応したいと思います。

それから、解体でございます。解体につきましては、相談窓口を設置しております。そちらで対応をいたしておりますし、環境省の職員も権利ですか登記等詳しい人間おりますので、できるだけ相談窓口に問い合わせるように促しまして、いろいろご事情ある場合につきましてはその解決についてできるだけ協力して、申請書をしっかり書類整えておいて、速やかに工事につなげられるようにしたいと思います。

また、アプローチの関係でいろいろとご意見いただいているということで、大変申し訳ございませ

ん。現場で立会いにつきましては職員も含めて立ち会っておりますけれども、最初のご連絡のときに、先ほども趣旨が伝わっていないというご指摘あったように、いろいろと説明が足りていないのだと思いますので、今後連絡するときには環境省から連絡するときも、あるいは業者から仮に連絡するときにもしっかりと趣旨が伝わるように、内容が理解できるように体制、それから説明する内容を整備したいと思います。

それから最後、線量の点ご指摘いただきました。ちょっと本日手元に数字ございませんけれども、数字については提供させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。環境省の答えは大部分見えていますので、ぜひ真摯に受け止めて問題解決に取り組んでいただきたいと思います。

あと、1点ちょっと漏れてしまったのですが、片づけごみの話が大分議論されていましたが、私一番思うのは、その8,000ベクレル以上は環境省がしっかり委託業者を回して持っていくと。それは問題ないと思うのです。8,000ベクレル以下のものに関しては、片づけごみはフレコンにでも入れていてくれれば持つてきますよという答えを言っていましたが、一番はリフォームのごみなのです。どこまで片づけごみとして捉えるのか。リフォームして出た残材とか畳とか、そういうものも庭先に出しておけば片づけごみとして捉えてくれるのかどうかなのです。その議論をしているのに、その答えはしっかり言ってくれないというのが常に問題の論点なのです。準備宿泊とは何で準備宿泊するかというと、本格解除の前に戻ってくる人は、建物をリフォームしなくてはならない人は建物をリフォームしたりまつたりするための準備宿泊だと私は思っているのです。当然そういうもの出てくると思うのです。そのごみは持つていく場所がなくて、環境省に言うと業者をマッチングでしっかり回しますからと言うのですけれども、8,000ベクレル、例えば7,500ベクレルあったものに対しては、そのマッチングしてくれた業者もなかなか渋るのです。その辺が皆さん言っていることと現実とは違うのです。その辺を解決してもらわないと、帰ってくる人の出費が増えるだけになってしまいます。その辺はちゃんとした答え出ないです。だから、本来であればリフォームに関しての畳とか解体したものとかは、例えば町の所有地にでも出していってくれればそれは町で片づけますよとか、環境省が片づけますよとか。ごみステーションには出せないですからね。だから、その辺がもやもやしていくつも答え出ないところなのです。せっかく準備宿泊始まるのですから、やっぱり前提としてその辺をしっかり答えとして出していただきたいと。この場では多分出ないと思いますから、しっかり新年度に入るまで答えを出してください。今まで随分そういう問題は提起されていましたよね。よろしくお願ひいたします。出なければ答弁いいです。

○議長（高橋 実君） 庄子次長。

○環境省福島地方環境事務所次長（庄子真憲君） ご指摘ありがとうございます。議員ご指摘のとお

り、片づけごみについては環境省が回収して処理をするということでございますけれども、リフォームに伴って生じたごみの取扱いにつきまして、住民の皆さんの負担がないような対応がどういったことが考えられるかというのは、少し引き取って町とも検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 副議長、ちょっと関連して質問。

○副議長（堀本典明君） 議長。

○議長（高橋 実君） 庄子次長、私の考えが遅れているのだからちょっと分からぬけれども、あえて聞きたいのだけれども、業者が請け負って搬出したごみ、解体材と家主が自分でお金がかかるからって壊したやつの取り合いはどう環境省は考えております。前に自分で壊したやつは一般、環境省で処分してくれるようなことを随分、25年頃こんな論議やって、こんな実績もあったと私は認識しているのだけれども、今それは現に生きているのかどうなのか聞きたいのだ。

○副議長（堀本典明君） 庄子次長、どうぞ。

○環境省福島地方環境事務所次長（庄子真憲君） 住民の皆様から出されたごみにつきましては、特に片づけごみにつきましては環境省が回収して処理をしておりますが、事業者の方が解体なり、あるいは改裝工事をして、それに伴って生じたごみについては事業系廃棄物、産業廃棄物として事業者の方に処理をしていただくというのが基本でございます。

○副議長（堀本典明君） はい、どうぞ。

○議長（高橋 実君） では、自分で解体したやつは一般として環境省が片づけるということでいいのですね。

○副議長（堀本典明君） 庄子次長、どうぞ。

○環境省福島地方環境事務所次長（庄子真憲君） 住民の皆さんのご自宅の片づけに伴って生じたごみについては、片づけごみとして環境省が回収いたします。多少ケース・バイ・ケースということもあるのかもしれませんでけれども、一般的に片づけごみとして把握されるものについては環境省で回収をいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。私からは、除染検証委員会でも宿泊を望む住民のためには生活環境の回復おおむねされているということで、準備宿泊に向けては進めていただきたいと思っているところなのですが、ほかの議員からもありましたが、準備宿泊が始まった後でも引き続き除染であったり、ごみの回収であったり、そういったところは進めていただきたいところなのですけれども、私から1点教えていただきたいのですが、準備宿泊が始まつてからも解体除染、除染と進められるかと思うのですけれども、特に解体除染、準備宿泊中に実施されますとそれがほこりとなって舞つたりとか、準備宿泊者に影響を与えることはないのか、そういう解体除染したことによって

周りに放射線の何か影響が出るという検証とかされているのか、ありましたら教えてください。

○議長（高橋 実君） 富岡分室、赤羽推進官。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室推進官（赤羽郁男君） ご質問ありがとうございます。29年に本格除染、避難指示準備区域と、あと居住制限区域を解除したときにも確かに解体工事は行っていました。そこで、ではさっき言った粉じん、あと放射性物質が飛散するという心配なのですけれども、解体工事に当たりましてはより一層飛散防止を講じまして、そしてあと飛散ですから、粉じんですから、散水等の養生等も講じまして工事を行ったという実績があります。ですから、今後に関しても復興拠点区域の除染、解体工事に伴いましても同じような手法で解体をしていきたいと思います。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 以前の除染検証委員会、第何回の除染検証委員会だったかはちょっと今手元に資料ないので分からぬのですけれども、その中の議論の中でもそういった粉じん等々に伴う人体への影響ということで、その辺りの検証をしたところでございます。結果といたしましては、直ちに人体に影響を及ぼすような放射線量ではないという結果が報告されておりまして、それでおおむね環境省には準備宿泊をやっている中での解体工事ということで、さらに万全の対策を講じていただいて実施していただくよう我々からもしっかり申入れ、あと確認等をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 須賀課長ないし新村専門官、補足あるか。

須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） 今生活環境課長からご説明あった点、補足というか、ご説明しようと思っていた次第でして、これ第20回の富岡町の除染検証委員会で、長崎大学のチームの協力も得まして、夜の森の拠点区域の中でまさに解体工事の現場で試験というか、分析を行ったということで資料が委員会に出されまして、その中でも家屋の解体作業に伴うセシウムの再浮遊、飛散は限定的であるということになっておりますので、調べた結果ということであればそういうことになりますし、先ほど赤羽からもお伝えしたとおり、本日も安全性含めていろいろご指摘いただきましたので、工事引き続き一部続きますけれども、影響がないように万全を期したいと思います。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。長崎大でも検証されたということで。ただしかし、富岡町結構風が強いところもございまして、粉じんが飛散するということはすごく考えられるところかなと思っているところです。やはり直ちに影響がないという、何とも判断しかねる大まかな回答となると、いずれ出るのか、これ事故があった当初も直ちには影響がないということでよく言われていましたけれども、どのぐらいの影響が、どのぐらい飛散してどのぐらい体内にたまって影響を、すぐ

には及ぼさないのか、そういったことも踏まえて、準備宿泊をされる方にはちゃんと周知していただかないと、やはり放射線におびえながら準備宿泊をしなければならないような状況では町民の方も安心、安全に生活できないのかなと思っているところです。準備宿泊ですので、やはり外に出て作業をすることが多いかと思います。そういうときには、住民の方はマスク等もしておりますので、そういった中で本当に大きな影響がないのか、そういったことも踏まえてもうちょっと周知していただきたいなど。解体、除染が近くでされていますけれども、体に影響はないということをしっかりと知らしめないと皆さん、準備宿泊される方は不安に思って、しっかりとした準備等できないのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） ご指摘ありがとうございます。先ほど私曖昧な言葉で報告書を申し上げてしまって、申し訳ございませんでした。先ほど須賀課長が追加で答弁いたしましたとおり、こちらの報告書によりますと家屋の解体作業に伴うセシウムの再浮遊、飛散性は限定的であるとされるというような表現になっておりますので、その辺りで健康面に影響はないですよというところの、表現の仕方もあるでしょうけれども、その辺りの安全、安心を担保するための何かしら住民への説明、あとはしっかりとお知らせするということは必要であると考えておりますので、その辺りしっかりと対処してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。町としても今年の春に準備宿泊を計画しているということで、やはり準備宿泊の希望者もかなりいるということですので、それに向けて取り組んでいくということなのですが、準備宿泊希望者の不安払拭がやっぱり一番だと思うのですけれども、先ほどの答弁の中でフォローアップ除染についてもしっかりとやっていただけるということも確認しましたので安心なところなのですが、1点、この資料の中にも森林の除染というのはやはりなかなか取り切れないところで、ちょっと悩ましいところではあるのですが、10日の日に現場の視察ということで議員としてもやらせていただいたのですけれども、37か所ですか、回ったところで、半分は回ったのですが、その中では周りに森林をしょっているとかというのは、結構住宅街でしたので、そういう部分はないのかなと思ったのですが、全体を通してそういった自分の宅地の脇に森林があるというようなところはないのかどうかちょっとご確認したいと思うのですが、よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 現地のことだよ。誰答弁します。環境省で。富岡分室のほうが分かりやすいかな。

赤羽推進官。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室推進官（赤羽郁男君） ご質問ありがとうございます。夜の森地区、比較的住宅街なのですけれども、森林って結構あります。私たちも森林に関し

て、住宅街の森林除染に関してどのような方法をやっていくかということもいろいろ業者と契約した後打合せしまして、まず通路を造って、宅地の奥の森林のところからもう森林除染をやっていくと。森林、震災からもう10年も過ぎていますので、結構木も伸び放題。どっちかというと伐採から行っているという。震災後生えた木とかの伐採からとか、それから行ってきました、あと堆積物除去、そして土が見えるような状況まで森林除染を行って、そして宅地除染と行っております。お話を受けまして、それは宅地の中の森林はそのようになっています。あと、農地の周りにも森林がございます。そこに関しても同じく、生活圏、宅地の際から20メートル、農地のところも農地の際から20メートルの範囲というのは除染を行っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 補足あれば庄子次長、なければ生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） やはり特定復興再生拠点区域内においても、先ほど赤羽推進官答弁されましたように、宅地等の生活圏に隣接する森林というのは結構な箇所でそういうのが存在しております。そういうところは、生活圏に影響を及ぼしていないかどうか、そちらの線量を下げれば生活圏の線量が下がるのか等々の検証を現場ごとにしっかりと行いまして、生活圏に影響を及ぼさないような形でフォローアップ除染というのを、その部分のフォローアップではなくて周りのフォローアップということで行っていただくというような方法で、これから避難指示解除に向けてはそういうこともしっかりと行ってまいりたいと考えております。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。現場を見ながらということでやっていただけるということなのですけれども、準備宿泊始まってからもそうなのですけれども、やはりそういう森林が周りにあるというお宅の方はそこは不安なところなのかなと思いますので、町に相談も行くと思うのですが、ぜひ希望者の要望になるべく、どこまで下げるというのはなかなか難しいと思うのです。希望者の要望に沿ったところをしっかりとやっていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 副町長。

○副町長（高野 剛君） ありがとうございます。ただいまの森林について、生活圏に近いところの森林ということでございますけれども、さきの除染検証委員会でもこういったところは懸案事項というところで、現地視察を行っております。委員の先生からは、例えばですけれども、住宅の近くの森林の平地部分についてはぎりぎりまで除染できるでしょうというご指摘をいただきて、そちらを環境省におつなぎしているという事例もございます。ケース・バイ・ケースとなるかとは思いますけれども、場所によって適切な除染の方法ということを専門家の先生にもご知見をいただきながら、地元の声、あと住民の皆様の声を環境省にお届けして、しっかりと進めていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） ほかに。

5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。2点ほどお聞きしたいのですけれども、1ページにある「ホットスポット等があった場合」という文言で、再度どのようにホットスポットというのをやっているのかというのか、定期的にやり方とか、そういうのを詳しく教えてほしいし、今後解除になってもその測定というのはあと何年とか、ずっとやるとか、目標というか、そういうことがあるのであれば教えてください。

それと、ホットスポットで除染再度しますよという、そこの土地の方に拒否されるということはないのかどうか。今までではなかったのかどうなのか。拒否されてもどういう対応をされていたのかということも詳しく教えてください。

あと1点ですが、富岡町除染検証委員会の中の今後の対策の中の3番目の「町広報紙やホームページ等を利用してその結果を分かりやすく発信する」となっていますが、町としては広報ではやはり一番最後の欄にだあっと提示してありますが、私あれを見ていたらおかしいのですけれども、もう少し、たまには地図で示すとか、そういう何か考えて、いかに町民にこれは大事なのだよということを表示するようなことも町でも考えていただきたいと思います。

その2点です。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） 1点目のホットスポットの件でございます。先ほどからいろいろご指摘いただきまして、まず丁寧に対応していきたいと思いますけれども、やり方につきましては、まず環境省で例えば除染の後に測定をした結果、それから事後モニタリングを行った結果、こういったことを踏まえての場所の特定、それから町でも測定をしておりますので、その結果を踏まえての対応、それから住民からこういったところが気になるということでご相談いただく場合ですとか、それを踏まえて環境省で測定をする場合、あるいはそのほかのケースで測定をすることで見つかるケースがございます。見つかった場合に、除染をしていないような場所であればまずは最初の除染をすることによってございますけれども、一回除染した後でも線量がまだ高いような場所があるということであれば、簡易的に除去してということができればすぐにそういうことをやりますし、1回目に行ったような除染では難しいという場合には、その状況に応じてどのような除染ができるかというのを工夫しながら、現場、現場で対応をするということになります。

そこで、関連してご質問いただいた拒否という件ですけれども、拒否に当たるかどうかというのは分からないですけれども、その現場、現場の工夫の中で、例えば物とか、舗装されている場所とか、そういうものがあったときに、それを取るか、あるいは我々で取れる場合では取ってもよろしいかどうかというのを聞かないといけないですし、あるいは我々できない部分についてはちょっとお願ひ

しないといけない部分もあるかもしれませんけれども、そういう状況が出てきますので、まさに個々の状況によって違いながら、その関係人にもご理解いただきながらやる場合がありますので、そこでうまくいくかどうかというのがあります。ただ、そこもできるだけ線量を下げるよう実際我々もできるだけの工夫して、ご理解いただけるようにしたいと思いますので、今後また拠点区域でもいろいろ出てくると思いますので、しっかり対応してまいります。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 2点目の空間線量率の結果の発信につきましてご回答いたします。

現在、町広報紙やホームページ等々も通じまして住民の方に発信はしておりますが、それを継続せよというこちらの除染検証委員会からの今後の対策ということでお示しされているところではございますが、特に広報の最終ページ、先ほど議員からもご指摘ありましたように、毎回同じような紙面でというところのご指摘はしっかり踏まえまして、今後はその発信の仕方であるとか、そういうものを考えてまいりたいと思っております。また、そちらの広報ばかりではなく、当然ホームページもそうなのですけれども、ライフとみおかという紙媒体のもの、そういったところも利用しながら、しっかり放射線に関する情報発信を行ってまいり、しっかり健康づくり課ともその辺りについて連携を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。やはり除染というのは大事なので、町民に誠意を持って対応していただきたいということが私の願いなので、きちんと説明をされて、高いからここは剥ぎ取りますよ、そういう一言で済まないので、きちんとこういうわけでこういうことだということを再度、自分たちは分かっていても町民の方は分かっていない方が多いです。こうやって十何年も土地を離れていて、汚されて、いきなりここ剥がすよ、あそこやるよ、やり直すよと言われるとやはりますます不安になるので、その辺の対応は人間の心を持ってしっかり対応していただきたいと思います。それをお願いして最後にします。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。今回、準備宿泊に向けた話が9月の全協ぐらいから始まってきたと思います。そのときに環境省の除染解体、ちょっと進捗、予定どおりいっていないのではないかという話が始まって、議会でも3度ほど現地も確認させていただきました。ここに来て環境省しっかり管理していただいた賜物だと思いますが、進捗も随分予定どおりになってきて、非常に安心材料になったかなと思います。準備宿泊も50名の方が申込みされているということで、これ早めに準備宿泊を始める手続していかないとその人をもっと待たせることになりますので、一日でも早く準備宿泊できるような対応をしていただきたいと思います。

その中で2点ほど質問させてください。6ページのアプローチの件、先ほども何件かございました

が、準備宿泊で申し込まれている方の周辺の未除染区画なのかな、まだ確認されていないというようなご答弁あったかと思うのですが、これちょっと遅いのかなと思います。国と町と情報共有をしっかりとしていただいて、どこの辺りの地域は準備宿泊希望されているのだよと、その周りでまだ未除染、解体と進んでいないところ、同意もないのかもしれないし、解除前ぎりぎりにやってくれとおっしゃっている方もいる。その地権者の方の要望というのはなかなか変えるのは難しいですが、少しでも早く除染や解体が進むような努力方、国と町で情報共有してしっかり当たっていただきたい。これは国と町と、両方答弁いただければと思います。

もう一点はフォローアップ、皆さん、議員からありました。私も同じような思いなのですが、これから準備宿泊始まる中で、その準備宿泊で宿泊されている方が、ぜひ気になるところがあるのでフォローアップしてくださいとか、あとは調査してくださいというような要望があったときに最優先でぜひそこを対応いただきたいのですが、その辺りは環境省で、所長あたりからご答弁いただけすると助かります。

○議長（高橋 実君） 先に1問目の。

庄子次長。

○環境省福島地方環境事務所次長（庄子真憲君） 2点ご指摘をいただきました。関係人の皆さんへのアプローチにつきまして、繰り返しアプローチしていますと申し上げていながら、今日議員の皆様からも足りないのではないかというご指摘をいただきました。私どももそういった状況にあるということを十分に踏まえまして、受注者にもしっかりと指導してまいりたいと考えてございます。

それから、情報共有に関しましてでございますけれども、準備宿泊、ご意向のある方々の情報につきまして町とも共有を図させていただいて、先行して除染を進めていけるように取り組んでまいりたいと思ってございます。

それから、フォローアップ除染に関しましても、準備宿泊予定されている方からそういったご意向があれば、優先した対応を考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 1点目の準備宿泊される方の周りの未除染箇所への対応ということで、こちらにつきましてはしっかりと最優先で未同意箇所、未除染箇所の中でも最も最初に解決しなければならないようなところと位置づけをして、しっかりと環境省と協力をして対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 総括して話ししてもらうかなという思いがあったのだけれども、話します。答弁します。

[「じゃ、後でまとめてよろしいですか」と言う人あり]

○議長（高橋 実君） ほかに。

4番議員、ない。

4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 今までちょっと話を聞いていたのですが、この場で聞いていいのか、この後環境省に対して……

○議長（高橋 実君） あくまでも1番の。

○4番（渡辺正道君） その他はあるのですか。

○議長（高橋 実君） あります。

○4番（渡辺正道君） では、関連するようなことになってしまいますが、先ほど来よりお話があったように、議会で今回の拠点内を現地調査しました。それで、腑に落ちないところがたくさんありました。その腑に落ちないような点というのは、先ほど来より各議員が申し上げていたようなお話なのですが、結局ボールを投げても国からきっちりとしたきれいな答えが返ってこないのがまずごみの問題だと思います。ごみといいますか、廃棄物。その辺に関しては、放射性物質汚染対処特措法の下で処理されるのでしょうかけれども、それを執行する行政といいますか、国の側できれいな、明瞭な答え、法解釈の答えが返ってこないような状況では、私たちも町民、実際当事者となったような場合にはどのような対処をしていいか全く分かりません。ですから、先ほど8,000ベクレル以上、以下の取扱いに対して次回の全協まできっちりとした回答をというようなお話がありましたが、私はそれプラス、もちろん言わなくてももしかすると答えとして提示してもらえるのかなと思ったのですが、特定廃棄物であるとか指定廃棄物、特定一般廃棄物、産業廃棄物等々は環境省のホームページで見させてもらいました。マニュアル等も何度も見させてもらいました。ただ、各論的に言うと、その中で全ての廃棄物といいますか、ごみ、それをクリアといいますか、フォローしているようにはとても思えません。中には、今後出てくる廃棄物を資源と捉えて再使用というようなお話もあるみたいですが、近々の課題として、先ほど来より議員の中には各事業のプロ、そのプロの人たちが取扱いに苦慮するような法律ではとても実効性に欠けると思います。ですから、無理なことは申しませんが、廃棄物としての中の具体例を挙げて、分かりやすく説明していただけるような資料を次回まで提示していただけるとすごくありがたいなと思います。いかがでしょう。

○議長（高橋 実君） 須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） 廃棄物につきましては、先ほどもご説明一部ありましたけれども、まず片づけごみ、住民の方から出るごみについてはステーション回収みたいのもあれば、個別にご相談いただいて回収するようなこともあります。それから、事業系の廃棄物、こちらについては事業者で処理するということになりますけれども、どちらも含めて8,000ベクレル以上の指定廃棄物含めてスムーズにその処理が進むような体制というのが必要というご指摘だと思いますので、そこは今その足らない点についてはどうにか改善できないかというのも検討してまいりますし、今指摘いただきました次回の全協というところで分かりやすい資

料ということをご指摘ありましたので、そこはしっかり準備したいと思います。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 質疑応答の中でちょっと不信感持った点あるのですが、2番議員が質問した件です。準備宿泊で来ているその周りを解体して問題ないのかと、飛散しないのかということで、長崎大学で調査した結果影響はないよという答えなのでしょうけれども、影響ないはずないでしょう。何のために飛散防止ネットを張るの。だから、影響ないなんていう答えはそもそも絶対言ってはいけない答えなのです。そうでしょう。検証委員会何やっているのということになるのです。何らかの飛散はするわけです。セシウムが。そうすると、それを吸えば3年で影響出るか、100年で影響出るか分からぬですよ。必ずあるのです。風向きによっては特にあります。その対策はきっとやっぱり考えてもらわないと。準備宿泊に来ている人の例えば50メートル以内とか100メートル以内は解体をやめなさいとは多分言えないと思うのです。工期の中でやらなくてはならないから。そうすると、準備宿泊で来る人に工期、例えば1か月、5月1日から5月31日までかかるよとなれば、その間はちょっと遠慮していただけませんかとか、そういう対策をきっと私は考えるべきだと思うのです。大学の言ったことをうのみにして、ありませんなんという答えは、本当に私は情けない答えだと思います。その辺をしっかりとお願いします。対策として今私言ったのは一例ですから、あとはマスクを二重にかけてくださいとか、いろんな方法はあると思います。その辺をしっかりと見いだし、答えとして準備宿泊する、来る方々にお知らせいただきたいと。よろしくお願いします。

○議長（高橋 実君） 答弁してくれるのはいいのだけれども、技術提案書に関与している職員って須賀課長。新村専門官。目を通してるのでしょう。どういうときにどういうような解体。木造だったら、鉄骨だったら、鉄筋コンクリートだったと。これいつから……手順のとおり答弁してくれると一番分かりやすいのだ。現地調査をする、風向きを考える、それに伴って仮囲いを設置する、物によって散水するか、雨降り上がり、屋根から順に下げて解体していくとか、分かりやすく説明してくれると納得するのだ。もし答弁がはっきりしたやつできないのであれば、3月2日の全協のときにこの分だけ技術提案書を管理しているほうとよく打合せして、再度答弁に回ってください。今日はいいですから。大体おおむね今言ったような内容でしょうから。いいですか、9番議員。

○9番（渡辺三男君） いいです。

○議長（高橋 実君） では、1番に関してはいりません。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋 実君） 2番のその他ありますか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 何回かごみの話も出てきてしまっているのですけれども、まずお願いがあるのですけれども、片づけごみの回収ですけれども、今までそうですから、当然今回も年度でやって

いると思うのですけれども、年度でやっているということは3月で終わる、ということは3月31日までは通常だとできないので、その前に片づけごみの回収は終わるだろうと勝手に思っているのですけれども、今準備宿泊に向けて、準備宿泊になったら片づけする人もいれば、立入り緩和、自由になつたので準備宿泊に向けて最後の片づけをする方もいらっしゃると思うのですけれども、その間の片づけごみの空白はどう埋めてくれるのか。トンパックを配布することも含め、改修も含めどう考えているのかちょっとお聞かせください。

それから、先ほどから出ているごみの、産廃になった場合の持っていく、持っていないのですけれども、皆さん当然ご存じだと思うのですけれども、回収業者はマイクロシーベルトで、ある程度自分のところの、例えばいわきだったらいわきの市民とのある程度のいろんな取決めの中で、ここまでのものは持っていきませんとか、例えばどこどこのものはうちのところには入れませんとか、そういうのが周辺の人たちは決まっていると思うのですけれども、国はいつも8,000ベクレルでこだわるのですけれども、8,000ベクレルとマイクロシーベルトは違うものなので、どちらかが歩み寄ってもらわないといけないのですけれども、我々にとってはマイクロシーベルト、空間線量とかが非常に分かりやすいので、国はもう少しこれから片づけごみに対して私たちに寄り添って、何マイクロシーベルトとか、そういうところでの判定をきちっとしていただけるような形にして、スムーズに物が動くようにしていただきたいのですけれども、それに関してはどうお考えですか。

以上、2点お願ひします。

○議長（高橋 実君） 庄子次長。

○環境省福島地方環境事務所次長（庄子真憲君） まず、片づけごみの回収に関してでございます。議員ご指摘のとおり、年度、年度で業務は対応してございますが、今年度も片づけごみの回収、4月中旬頃から行っています。来年度においては、特に準備宿泊始まる時期でもありますので、できる限り片づけごみの回収滞らないように努めてまいりたいと考えてございますが、まさに年度当初どういった対応が必要かということについては、町とも相談して対応してまいりたいと思います。

もう一点、指定廃棄物の基準であります8,000ベクレルでございます。8,000ベクレルは、放射性物質汚染対処特措法で指定廃棄物の基準になっているところでございまして、8,000ベクレル以上のものは、超えるものは国の責任で処理するということでございますが、なかなか放射能濃度の測定というのは簡単にはいかないものでございますので、放射線量を計測いたしまして、8,000ベクレルを超えるかどうかという判断をするということでございます。その際にできるだけ住民の皆さんの負担がないような形でといったご指摘かと思いますので、今後どのような運用ができるかというのを考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 年度当初もそうですけれども、年度末も同じですからね。コールセンターと

いうか、ごみのことに関しては。準備宿泊は今、始まっているわけですから、どう考えたって、もう立入り緩和はこの間されたわけですから、この間のところを考えていなかったなんていうことはちょっと問題があるので、できれば次回の全協までにきっちと、こここの空白はなしになるようになるのか、仮に空白があってもどういう対処を取るのか、そこをきっちと決めていただかないとちょっと困ります。

それから、ごみの件は、特措法、特措法は分かっています。今新たに、こちら側から今ここに来て初めて何か出てきたようなお話をされるのですけれども、もう既に避難指示解除されたときからこの話は出ております。ただ、こちらのときよりも今度の特定復興の中のほうがそういうちょっと高いものの確率が高い可能性があるだろうということは皆さんご存じだと思うのです。そこで、やっぱりそれをスムーズにするということで考えていただきたいということなので、これに関しても早急に対策を練って、もう5年前からそういう話が出ているわけですから、5年たっているのだから、もう回答はそろそろ出てもいいと思いますので、ぜひともこれは本当に次の全協あたりまでには方針をきっちと示していただきたい。お願いします。

○議長（高橋 実君） 庄子次長。

○環境省福島地方環境事務所次長（庄子真憲君） 議員のご指摘を踏まえまして、次回の全協までに必要な検討をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんね。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） これは町当局にお願いいたします。これ新聞報道なのだけれども、準備宿泊前倒しということで、以前はゴールデンウイーク頃としていたのを開始時期を早めるという報道あるものですから、やはり今の進捗状況とか、あとは希望する方が多いとか、そういったことを考えればそれは当然なのかなとは考えていますけれども、前回5年前の解除のときの反省点、あのときはこうだったとか、そういうものをまた同じ轍は踏まないようにしてもらいたい。前回は準備宿泊の前に特例宿泊というのがありました。今回は特例宿泊を設けないから、やはり前倒ししても同じ泊まれることには違いないのでそれはそれでいいのかなとは思うのですけれども、そのことを町民に何らかの形で知らせる。例えば東電賠償でこういう賠償の請求の仕方があるよとか、これを例えば他の賠償の中で町内のホテルに2泊3日で泊まれるよとか、そういうものを住民課で何か考えているみたいですから、その辺は東京電力からきっちり確約を取って、利用できるものは利用しながら、セットで知らせてあげる。そういう準備期間が若干必要なのかなと思いますので、何月何日からいいですよと言って、それから考えましょうではなくて、やはりその辺は準備をしてもらいたい。知らせる準備、あとは確約する準備、そういうものをきっちりやってゴーサインを出してもらいたいというのが、これ当局にお願いしたいです。

○議長（高橋 実君） 住民課長。

○住民課長（猪狩 力君） ご指摘いただきました一時宿泊等に関して、今ご質問いただいた件につきましては、東京電力の賠償の中にそういった賠償項目がございます。既にそういったことを利用されている方もおりますが、今回改めて町の広報紙等にも掲載させていただき、また準備宿泊に対してのそういった広報についてはしおり等への記載も含めて十分周知してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 副町長ある。

副町長。

○副町長（高野 剛君） ありがとうございます。今ほどご指摘のホテル宿泊のための東電の賠償であったりですか、この辺りについては住民課で東京電力と調整をしながら周知をしていきたいと思っております。また、準備宿泊に関しまして町民の方が必要と思われる情報について、準備宿泊のしおりを作成しまして、その中で必要な情報についてはできる限り網羅するように、この準備宿泊を実施する人に取って必要な情報が入ってくるようにということで、関係各課が連携しながらそういった情報を網羅的に載せてまいりたいと思っております。町民の皆様向けにお知らせをするということで、あと準備していただくということをしっかりと取ってまいりたいと思ってございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

最後に、各議員からの質疑を受けて、事業に係る今後の取組方、残り少ない時間帯で、これに対して秦所長から一言あれば。

秦所長。

○環境省福島地方環境事務所所長（秦 康之君） 本日は各般にわたるご意見、多数賜り、誠にありがとうございました。こうしたご意見、真摯に受け止めて対応してまいりたいと思います。とりわけ準備宿泊が近く始まっていくということで、準備宿泊を予定されている皆様方については、やはり優先的にフォローアップ除染なり対応してまいりたいと考えてございます。また、廃棄物に関しても、様々ご指摘頂戴いたしましたので、町ともよく連携をさせていただきながら、住民の皆さん方に分かりやすい対応を取れるよう努めてまいりたいと、このように考えております。また、引き続き除染解体事業については安全体制をしっかりと取りながら進捗を進めてまいりたいと考えてございます。引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

本日はありがとうございました。

○議長（高橋 実君） 次に、町長。

○町長（山本育男君）　ただいま準備宿泊の実施に向けて、判断材料の一つであります除染解体工事の進捗、その効果を確認されるとともに、様々なご意見をいただきました。また、先日は富岡町除染検証委員会より、宿泊を望む住民のための生活環境の回復はおおむねなされているが、継続的に住民の放射線に対する不安を払拭する必要があるとの中間報告を受けたところであります。議員各位及び除染検証委員会からのご意見やご指摘事項は、健康被害のリスク低減であります準備宿泊を待ち望んでいる方々に取っても、令和5年春頃の避難指示解除を目指す上でも継続的に取り組んでまいりたいと思っております。なお重要課題と認識しておりますので、今後ともご協力をお願いしたいと思っております。

また、国においても同様の認識であります、本日改めて直接お伝えできたものと考えております。町といたしましては、引き続き不安払拭につながる取組を進めるとともに、準備宿泊については大型連休頃までの開始、さらには早期宿泊を望む声に応え、一日でも早い準備宿泊の実現に向けた国との本格協議を進め、次回開催の全員協議会では開始時期の案を提示し、協議したいと考えております。議員各位のご理解をよろしくお願いしたいと思います。

どうぞ今後ともよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 次に、辻本副本部長よりお願いします。

辻本副本部長。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（辻本圭助君） 本日はどうもありがとうございました。先ほど町長からお話をありましたけれども、国としても全力を挙げてスムーズなる準備宿泊ができるようにこれから的时间、また来年の春の避難指示解除に向けてやれることを全部やっておくという対応を進めたいと思います。これ他町の例でございますけれども、実は準備宿泊が始まった町で引っ越し業者に引っ越しを頼んだら引っ越し業者から断られたという事例がございました。これは、その業者も聞きました、我々東京のチームが全ての引っ越し業者を回りました。これは、その状況をひっくるめ、知らずにここは入ってはいけない地域だと、昔の状況だけで残っていた。これ恥ずかしながら我々の努力不足で残っていた事例がございます。ただ、この点に関しては全て、全引っ越し業者を回りまして解消しております。多分まだこれから実際に準備宿泊の準備をされる際にいろんな問題、課題が出てくるかと思います。一つ一つ、事例があればそれを全部潰していくつもり、覚悟でございます。ご指摘をいただきながら、前に進めるよう努力してまいります。引き続きよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

以上をもちまして、付議事件1、準備宿泊の開始に向けた除染解体工事の進捗についてを終わりますが、議長個人の意見として、ゴールデンウイークという考え方ではなく、一日も早く解除の設定をしないと準備する人も大変ですので、なおずるずる、ずるずると先延ばしになる可能性が大になっても困りますので、できれば3月、何ぼ遅くても2日には町長として日にちを切ってください。

町長。

○町長（山本育男君） 3月2日には議員の皆様方に日にちを提示したいと考えております。

なお、議長のおっしゃるとおり、一日でも早い準備宿泊に移っていきたいと思っておりますので、議員の各位のご協力もよろしくお願ひいたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 以上をもちまして、富岡町議会全員協議会を閉会といたします。

閉会 (午前11時12分)